

わたしの議会。



6月5日 真珠議会で神島潮騒太鼓を演奏する神島小学校全校児童

とば市議会だより 目次

議案質疑	2
常任委員会報告	2～3
議員別表決結果	4
一般質問	4～6
所管事務調査結果報告	8～11
きらり輝く人達、他	12

議会報告

・議案質疑・

戸上 健

地方創生交付金のKPIは

市長

鳥羽高校卒業生の

市内就職割合等

問 地方創生推進交付金2609万円を政策判断したKPI※を聞きます。

答 市長 海女文化を活用した地域活性化プロジェクトでは海女漁業就労者数、海女の平均所得、そしてとばびと活躍プロジェクトでは市内鳥羽高校卒業生が市内事業所に就職する割合という三つをKPIとして進めています。

問 市の財政状況から、地方債と公債費に対する基本的な構えを聞きます。

答 市長 財政硬直化を招かないように、国や県の補助金なども積極的に活用して、公債費負担比率の動向なども注視しながら進めたいと思っています。

※KPI…重要業績評価指標。事業の目標数値として設定している。

平成29年度鳥羽市一般会計補正予算など、執行部提出議案9件、請願1件、議員発議1件を審議しました。

常任委員会報告

●各常任委員会に7議案と1請願が付託されました。

総務民生委員会

審査の主な内容は、次のとおりです。

(議案第5号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)

問 市内に待機児童はいないと聞いています。なぜ条例を改正するのか。

答 所管課から市内に待機児童はないないと聞き及んでいますが、職員は市内だけでなく、市外在住の職員もいることから条例の改正に至った。

(議案第6号 鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について)

問 今回の条例改正は、どのような改正なのか。

答 今回の改正は、雇用保険法の一部改正に伴い失業等給付が拡充されたため、失業者の退

職手当に係る支給対象者と

(議案第7号 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について)

問 市内には『農林水産物等販売業』に該当する事業者が多くあると思われるが、すべての事業者が対象となるのか。

答 すべての事業者が対象になるわけではなく、所要の条件を満たす必要があり、条件を満たせば有利となる。

(議案第8号 鳥羽市消防団条例の一部改正について)

問 消防団の報償が19年ぶりの引き上げだが、国の基準と比べると差があると思うが。

答 全体を国の基準で計算すると、財政的に負担となることから、国の基準に準ずる範囲として、現報酬の1割をめどに改正した。

して、激甚災害により離職を余儀なくされた者等を追加した。

常任委員会報告

● 各常任委員会に 7 議案と 1 請願が付託されました。

りです。
審査の主な内容は、次のとお

文教産業 委員会



第 46 回鳥羽市消防ポンプ操法大会

(議案第 9 号 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)
今回の改正は、災害補償額を減らすということか。

答 上がる部分と下がる部分があり、給与法の改正に伴い扶養額に変更があり、整合性を図った。そのため配偶者に係る分は段階的に下がり、子に係る分は段階的に上がる。

(請願第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願)

委員から出た主な意見

・ TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）との兼ね合いもある。

・ 実際に耕作をしている方に聞いてみると、貰えるのは有り難いが農業全体を考えた場合良い政策ではないという意見であった。政府の政策を推しつづけても良いのではないか。

新規事業の一例は――
審査の主な内容は、次のとおりです。

予算決算 委員会

(第 9 款教育費)

離島留学事業について、委員から活発な議論が展開された。担当課は、地域の各種団体役員や保護者の意見をよく聞いて進める。東京、大阪、名古屋で PR 活動を開催したい。留学した子どもたちに「来てよかったです」と言ってもらえる受け入れにしたいと答弁した。各委員からマスコミも注目しており、答志島の魅力の発信と移住定住施策と

● 学校図書館整備事業	350 万円
● 離島留学事業	78 万円
● 生涯スポーツ振興事業	105 万円

● 移住・交流ビジネス創造事業 190 万円
● 地方と都市との出逢い創出事業 120 万円

の連携、パンフレットの工夫など積極的な提案があった。子どもたちの教育環境の充実を求めるだけでなく、教員の職場環境の充実を求める意見もあった。



離島留学のモデル地区となる答志地区

教育長の任命に同意
小竹篤氏

選任に同意
三浦元幸氏
固定資産評価審査委員会委員の
人事

平成29年6月5日～6月26日会議

議員別表決結果

○：賛成 ×：反対
-：欠席もしくは棄権

議案番号	議案名	議決日	審議結果	奥村敦	片岡直博	河村孝	山本哲也	木下順一	井村行夫	中世古泉	戸上健	浜口一利	坂倉広子	世古安秀	橋本真一郎	尾崎幹	坂倉紀男
3	平成29年度鳥羽市一般会計補正予算(第2号)	6月26日	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	平成29年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第1号)		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	鳥羽市消防団条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
10	教育長の任命について		同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	固定資産評価審査委員会委員の選任について		同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願1	農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願		不採択	✗	✗	✗	✗	✗	✗	✗	✗	○	✗	✗	✗	✗	✗
発議2	ふるさと納税に係る返礼品への理解を求める意見書		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告2	平成28年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について		報告なし	報告採決なし													
報告3	平成28年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について																

これが問いたい・ここが聞きたい

— 般 質 問



6月12日に4人の議員が一般質問を行いました。

質問と答弁の概要をお知らせします。

※一般質問、議案質疑の原稿は議員本人の文責です。

日程	議員氏名	項目
6月12日(月)	戸上 健	新市長に基本姿勢を問う 国民健康保険の県単位化問題について 子どもの貧困対策と学校給食無償化について
	尾崎 幹	新市長の政策(グランドデザイン・将来像)について
	山本哲也	新市長の基本姿勢について
	坂倉広子	子育て支援について 安心・安全なまちづくりについて

移住・定住の評価は



山本哲也

市長
鳥羽への流れが
生まれてきました

問 中心市街地への市長の思いを聞きます。

答 市長 JR鳥羽駅をおりて赤福さんの角を右に曲がり散策を始めあたりから、何かわくわくするような町並みがあるべきだと思っていました。若い世代が、新中心市街地と感じて立ち寄れるようなエリアとなるべく、市外から来ていただく観光客にも鳥羽のおいしい食に出会える、楽しくまち歩きができるといったように、この地区の魅力をイメージさせ、足を踏み入れたくなるようになります。していく必要があると感じています。



JOIN 移住相談会 (東京)

問 移住・定住のこれまでの取り組みについてどのように評価していますか。

答 市長 地方から都市部に出ていく一方だった人の流れから、都市部から鳥羽への流れが生まれてきたことが、まず大きな成果だと思っていました。

問 どういふうに、鳥羽肯定感が持てない人によそから来る人を招き入れる力は生まれないと思いますので、基本的には自分の地域のよさを説明できることが一番の近道ではないかと思っています。

問 移住・定住のこれまでの取り組みについてどのように評価していますか。

答 市長 地方から都市部に出ていく一方だった人の流れから、都市部から鳥羽への流れが生まれてきたことが、まず大きな成果だと思っていました。

問 どういふうに、鳥羽肯定感が持てない人によそから来る人を招き入れる力は生まれないと私は思いますので、基本的には自分の地域のよさを説明できることが一番の近道ではないかと思っています。

ヘルプカードの導入は



坂倉広子

健康福祉課長
検討してみたいと思います

問 障がいのある人が携帯し、災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を周囲に伝えるヘルプカードの導入について聞きます。

答 健康福祉課長 本市においては、高齢者を対象としたものですが、民生委員・児童委員協議会がヘルプカードと同様の趣旨で安心カードという名称で取り組みを行っています。この機能をヘルプカードに置きかえるような視点でも検討をしてみたいと考えています。

問 バイスタンダー※に対するフォローアップを行っているところがあると聞きますが、本市の取り組みを聞きたいと思います。

答 消防長 救急現場において救急車が到着するまでの間に、心肺蘇生や大出血時の止血などの応急手当を初め、傷病者の管理や搬送等を実施していただいた方に対しても、バイスタンダーサポートカードを配

付します。勇気ある行動に感謝の意をあらわすとともに、凄惨な災害現場での行動による心的ストレスを感じた場合に、気軽に相談できる相談窓口を開設するなど、サポートを目的とするものです。

問 市長に考えを聞きます。

答 市長 バイスタンダーサポートカード事業として、既に準備を進めてきたところであり、早急な実施に向けて指示したい。

※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人、発見者や同伴者など。



東京都が出しているヘルプマーク紹介リーフレット

平成28年度 政務活動費収支報告

政務活動費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付される補助金で、一人年額15万6000円です。なお、詳細な収支報告書や領收書、視察報告書はインターネットで公開しています。

<http://www.city.toba.mie.jp/gikai-shomu/seimukatsudohi.html>

議席	議員氏名	決定交付額	合計支出	研究調査費	研修費	広報費	広聴費	活動費・要請・陳情	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務費	返還額
1	片岡直博	156,000	68,935					30,040				38,895	87,065	
2	河村 孝	156,000	100,739	74,686								26,053	55,261	
3	山本哲也	156,000	156,000	127,400								28,600	0	
4	木下順一	156,000	156,000			156,000								0
5	井村行夫	156,000	156,000			69,240				86,760				0
6	中世古泉	156,000	156,000	122,297						33,703				0
7	戸上 健	156,000	156,000	18,060	120,000							17,940		0
8	浜口一利	156,000	153,545	71,806						46,060		35,679	2,455	
9	坂倉広子	156,000	156,000	121,547	24,610					9,843				0
10	世古安秀	156,000	156,000	75,636		25,920				35,796		18,648		0
11	橋本真一郎	156,000	156,000	156,000										0
12	尾崎 幹	156,000	136,069	82,300						11,016		42,753	19,931	
13	坂倉紀男	156,000	156,000	74,836						81,164				0
14	野村保夫	156,000	138,220	75,436						33,990		28,794	17,780	

(単位：円)

納税等状況報告

鳥羽市議会議員政治倫理条例の規定により、前年1年間を通じて議員であった者(※3)の納税等状況を公表します。

議席	議員氏名	市・県民税	軽自動車税	固定資産税	都市計画税	保険税	国民健康	※1 介護保険料	水道料金	下水道料金
2	片岡直博	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3	河村 孝	○	—	—	—	○	—	○	○	—
4	山本哲也	○	○	—	—	○	—	○	○	—
5	木下順一	○	○	○	—	—	—	—	○	—
6	井村行夫	○	○	—	—	—	—	○	—	—
7	中世古泉	○	—	○	—	○	—	○	○	○
8	戸上 健	○	○	—	—	○	○	○	—	—
9	浜口一利	○	○	○	—	○	○	○	○	—
10	坂倉広子	○	—	—	—	—	—	—	—	—
11	世古安秀	○	○	○	—	○	○	○	○	—
12	橋本真一郎	○	○	—	—	○	○	○	○	—
13	尾崎 幹	○	—	○	○	○	—	—	—	—
14	坂倉紀男	○	○	○	○	—	○	○	○	—

《表示例》

○：当該年度に納付すべき額が、納付済みの場合。

×：当該年度に納付すべき額が、未納付の場合。

—：納付義務がない場合。

※1 介護保険料については、介護保険法第129条第2項の規定に該当する者が対象。

※2 納付義務がない事実上の納付分については、報告対象外。

※3 奥村議員は前年議員でないため対象外。

(平成29年5月31日現在)

課題整理

これまでの調査をもとに、再生可能エネルギー（特に太陽光発電施設）の設置が与える影響を列挙する。

・国の電気買い取り制度による事業収益率が高く、維持管理コストが低いため、事業化へのハードルが低い。故に、塩漬けの土地所有者にとって売却や貸付での収益化が見込みやすく、計画が乱立する可能性がある。

- ・南向きの広大な土地を利用するため、樹木を伐採し自然景観を損なう。
- ・太陽光パネルは都市計画法上、開発許可が必要であり、建築基準法の工作物から除外され建築物に該当しない。（※）保守管理の不備による自然・人為災害の心配や、企業倒産による設備放置の恐れがある。
- ・事業者による周辺住民への事前周知（又は同意）が不十分なため、工事が着手されるまで気づかない場合がある。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正（改正FIT法）」が平成29年4月から施行され、分割禁止・保守点検及び維持管理・設備の廃棄計画を義務付ける新認定制度が創設された。

短期的行動

①市独自の抑止策（要綱又はガイドライン等）を検討

調査の結果、環境省では平成27年2月に「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」を公表し、同年5月には自然公園法施行規則の一部を改正する省令を公布するなど、国立・国定公園内での考え方を打ち出している。しかし、伊勢志摩国立公園の大部分が自然公園法の普通地域であり、民有地の割合が多くため抑止効果は余り望めない。



8月4日 静岡県富士宮市

同省では、平成28年4月に「太陽発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」を公表しているが、各自治体での独自施策の横展開に期待するものであり、省として現行法以上の規制等は検討していらないとのことである。

一方、三重県は大規模太陽光発電施設整備を含む一定規模以上の区域内において土地の造成等を行う場合、「宅地その他の用地の造成事業」として環境アセスメント（簡易的環境アセスメントを含む）の実施を必要とす

る三重県環境影響評価条例を平成28年3月に改正した。しかし、環境アセスメントはあくまで環境への負荷を提言するための施策であり、再生可能エネルギー開発の規制が目的ではないことに留意する必要がある。

その後、平成28年12月20日に伊勢志摩国立公園地域協議会（事務局：三重県及び中部地方環境事務所）が策定した伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020に次の表記がされている。

鳥羽市エリア

- ・三重県景観計画を変更し、太陽光発電施設の規制を行います【三重県（H29）】

・地域の特性や周辺環境に配慮した太陽光発電施設が設置されるよう、太陽光パネルの色彩や素材、周辺緑化等の配慮事項を定めた景観形成ガイドラインを作成します。【三重県（H29）】

・景観計画の策定及び同計画に基づく太陽光発電施設の設置

規制の検討を進めます。【鳥羽市（H29～H32）】

本市は景観行政団体ではなく、

三重県景観計画に基づく事務処理が行われていることから、県

計画の変更及び景観形成ガイドラインの作成は、一定の抑止効果が期待できるものと推察する。

しかし、景観計画は色彩やデザインを制限するものであり、再生可能エネルギーの開発を完全に規制するものではないことに留意する必要がある。市景観計画も同様であり、更に策定には時間がかかることが予想される。その間に申請された再生可能エネルギー開発申請について、現行法や県条例では要件を満たせば許可する他ない。このことから、対策として財産権との調整等法的整理に時間がかかる条例より、まずは要綱やガイドライン等の法的強制力が無い抑止（事業者に思いどどまつてもらう）施策を早急に検討すべきではないか。

②行政の相談窓口一本化を検討

参考：熱海市太陽光発電設備設置事業指導要綱
田原市太陽光発電設備設置に関するガイドライン



8月5日 環境省

富士宮市では、森林の伐採、農地の転用など府内の様々な部署が関係するため、再生可能エネルギーに関する府内窓口を一本化し、抑止の取り組みについての説明および設置区域・規模の確認などをを行い、相談済でなければ他の窓口への相談に進めない体制をとっている。

本市では、県から開発行為に係る市長の意見を求められた場合、所管部局でそれぞれ事務を行つており、また、開発業者からの問い合わせや相談についても同様となっている。このことについて、稟議で情報は共有されるものの、所管の範囲を超える政策判断が難しい場合もあるのではないか。

責任の所在など難しい面があることも事実だが、富士宮市を参考として行政の相談窓口を一本化することも検討に値するのではないか。



12月26日 三重県

中長期的行動

③市独自の抑止策（条例）を検討

富士宮市や由布市では、景観計画では対応出来ない部分について、より抑止効果の高い条例を制定している。これは、法律や条例に根拠がなく対応に苦慮することも多々あったから、抑止の取り組みをより明確に法的位置付けたいとの意向からである。また、佐久市では自然環境保全条例（罰則規定付）や佐久市開発指導要綱を一部改正し規制指導を行つてている。

本市においても条例の新制定又は既存条例の改正も視野に、顧問弁護士と相談するなど検討すべきではないか。

参考に条例制定でのポイントを列挙する。なお、内容については、要綱やガイドラインと重複する部分もある。

- ・ 対象規模や範囲の設定：富士宮市では、抑止の設備規模について、景観条例の届出対象とする条例案を検討している。

行為のうち建築物の新築などの延床面積1000平方メートルを準用。由布市では、事業区域の面積が5000平方メートルを超える事業と定めている。

・ 抑止する範囲の設定：富士宮市では、抑止地域について景観計画の区域のうち、「富士山等景観保全地域」を抑止地域のラインとしている。由布市

では、事業を行わないよう協力を求める区域を定めている。我孫子市では、土砂災害警戒区域の斜面地や景観条例に規定する特定地区は「自粛」を要請する区域と定めている。

・ 市独自の抑止策を設けることにより、個人や法人で所有する土地の売買や開発が困難になる等、憲法第29条に規定する財産権の不可侵に抵触する可能性がある。抑止策が利害関係者にどの程度まで理解が得られるのか、上位法との整合性による訴訟に発展する可能性も考えられる。

・ 市への届出と協議：富士宮市、由布市ともに規定。富士宮市ではさらに市長同意の制限にまで踏み込んでいる。

- ・ 地域住民（町内会自治会）や近隣関係者への説明及び合意形成：富士宮市、由布市とともに規定。また、報道ベースではあるが、大津市では地域住民との合意形成を許可要件とする条例案を検討している。

なお、説明や合意形成については地域の代表者のみとせず、多数の住民を対象とすることが望ましい。

- ・ 指導、助言、勧告、公表：富士宮市、由布市ともに規定。富士宮市ではさらに対立ち入り調査の権限も定めている。

文教産業常任委員会所管事務調査結果報告

④国県への規制強化要望

全国知事会では「平成29年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定し、農林水産省ほか関係省庁に要望書を提出しており、以下の一文が含まれている。

(7) 大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個々に判断が出来るよう林地開発における基準や関係法令を整備する」と。

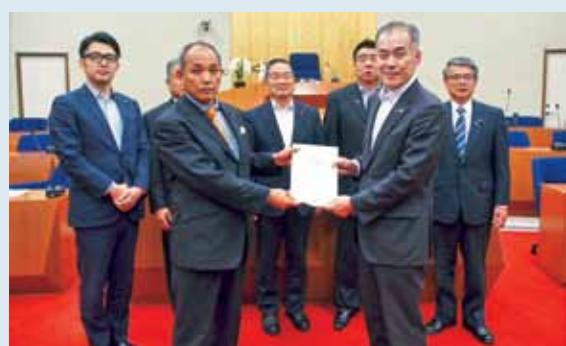
また、全国市長会は「第86回 全国市長会議決定 提言」として取りまとめ、全国会議員及び関係府省等に提出しており、以下の一文が含まれている。

(3) 太陽光発電など再生可能発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議や関係法令の整備を含め、必要な対策を講じること。

これらの動きに対し、田島一成衆議院議員が国会へ提出した質問主意書（平成28年10月14日提出 質問第64号）に対する答弁書（平成28年10月25日受領 答弁第64号）によると、国は地方公共団体が実施している条例等による立地規制の状況についてのアンケート調査や、太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」の公表は検討しているものの、あくまで自治体での取り組みが基本と考えていることがうかがわれる。

富士宮市では、再生可能エネルギー設置において、所在自治体の同意を得ることを義務付けるなどの対策を環富士山11市町連名で国へ要望書を提出している。三重県内においても、近隣市のみならず多くの自治体が同じような問題を抱えていることから、連携して国県へ規制強化を働きかけていくことを検討すべきではないか。

※調査結果報告書はホームページで公開しておらず、
▼<http://www.city.toba.mie.jp/gikai-shomu/documents/h29bunkyochosakekka.pdf>



市長に調査結果報告書を手渡し

▶ 委員会行政視察

視察日 4月17日

視察先 愛知県田原市（田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて）



田原市



きらり輝く人達

今、きらりと輝いている鳥羽市出身の人達にスポットをあてる企画、今回はアーティストのおおたはるかさんです。

プロフィール

おおたはるかさん

1993年生まれ。祖父と母が絵書きという環境で育ち、奈良芸術短期大学洋画コースに入学。その後、専攻科へ進学。大阪アートスクール絵本コースにも並行して通い、コンペにも積極的に参加。現在は大阪アートスクール永久在学特待生制度を取得し、鳥羽市を拠点にしながら東京や大阪などで個展を開催し活動の場を広げている。

公式サイト：<http://hauka5454.wixsite.com/0504/>

Instagram：[ohatahrk](#)

亀山トリエンナーレ公式サイト：<http://kameyamatriennale.jp/>

高校は普通科へ進学し、卒業後の進路を考えた際に、美術大学を考えたと伺いましたが、何かきっかけがあったのですか。

「小さい頃から絵を描いたり、モノを作ったりする事が好きでした。大学に入学するまで真剣に絵について考えた事はなかったのですが、いつかきちんと学んでみたいと思っていたので今がその時かなと思い進路しました。

東京や大阪など各地で個展をされていますが、鳥羽で個展をされてみていかがですか。また、おおたさんにとって鳥羽とはどんな街ですか。

「私が知らなかつただけで絵を好きな方が沢山居ました。鳥羽なみではの気さくで温かい人達の応援もありとても充実した個展になりました。この街はゆったりと時間が流れいて制作に集中するにはもっていい環境です。

最後に、鳥羽市民へメッセージをお願いします。

「9月9日～18日に新宿アーバシカラで個展をさせて頂きます。また9月24日～10月15日には三重で開催の亀山トリエンナーレにも参加します。どちらも見応えのある展示になるよう日々頑張っております。」都合があえばぜひお越し下さい!」

編集後記

わたしの議会。（とば市議会だより）第160号をお届けします。

広報広聴委員会も5月の役選で新体制となりました。2年間副委員長をさせていただき、学んだことを活かして少しでも市民の皆様に寄り添える広報紙の作成と広聴を行っていきたいと思います。2年間このメンバー（写真）で、頑張って参りますので、引き続き皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

記 山本哲也



広報公聴委員会委員

広報広聴委員会	委員長	山本哲也
	副委員長	井村行夫
	委員	奥村 敦
	委員	河村 孝
	委員	木下順一
	委員	浜口一利
	委員	世古安秀